平成２６年（フ）第７７５号
広島市東区福田１丁目490番地36
債務者　福田　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高須　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１２号
広島市中区舟入南３―10―７―602、住民票上の住所広島市西区観音新町２丁目２番９号
債務者　藤本　圭
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４号
香川県高松市成合町465番地52
債務者　桐原　里砂（旧姓鎌谷）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木寿徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１２号
愛媛県松山市保免西２丁目５番32号　ディナスティワタナベ301号
債務者　中田　和也
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７６０号
神戸市垂水区桃山台３丁目１番地の12
債務者　神戸新聞鳴尾専売所こと焼肉黒船ことサボイ　ボウ　アルマンド（ＳＡＶＯＹ　ＢＥＡＵ　ＡＲＭＡＮＤ）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２２号
函館市湯浜町５番50号
債務者　佐々木波江
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６３号
島根県出雲市塩冶町1288番地19
債務者　荒木　基宏
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３３１号
愛知県安城市安城町秋葉西３番地５　県営秋葉住宅１―404、前住所愛知県安城市古井町北芝崎33番地１
債務者　舘　　知代
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４８号
愛知県刈谷市末広町１丁目８番地１　サンライト東刈谷102号
債務者　溝上　有弥
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０００号
さいたま市浦和区元町１丁目17番19号
債務者　山口　純毅
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２８号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番２―518号
債務者　高梨　健二
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８３号
埼玉県川口市大字東本郷1230番地
債務者　角田富士雄
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１０号
さいたま市緑区馬場１丁目19番地１　セジュールネオサイトⅡ205号
債務者　伊藤　　孝
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７１号
埼玉県越谷市東越谷３丁目１番地２　富士美荘102号、旧住所埼玉県越谷市大字恩間160番地
債務者　鈴木　アヤ
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４８５号
埼玉県春日部市小渕240番地８
債務者　金澤　敏幸
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
新潟県柏崎市松波３丁目３番45号
債務者　馬場　晴美
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４８６８号
大阪市北区中崎西１丁目９番12号
債務者　山﨑　順子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８６９号
大阪府高槻市野田２丁目29番５―114号、前住所大阪府高槻市明野町15番18号　ライブハイツ明野202号
債務者　向　　裕一
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部